

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 4 月まで

私は、A 県 B 市の C 社を昭和 56 年 5 月に退職した後、私の娘が勤務していた D 市にあった事業所で、私と私の妻も一緒に勤務することになり、同年 6 月上旬に D 市に転居した。

また、私は、D 市への転入時に、私と私の妻の国民年金の加入手続を行い、金額は覚えていないが、送付されてきた納付書で、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付した。

私が保険料と一緒に納付した妻には保険料の納付記録があるのに、私には納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 市への転入時に、申立人の妻と共に国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、住民票において確認できる申立人の D 市への転入日、及び申立人の国民年金手帳記号番号より後の手帳記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から判断して、申立人の手帳記号番号は、申立人が D 市へ転入した昭和 56 年 6 月 6 日から同年 6 月 8 日までに払い出されたものと推認でき、その時点で申立人は申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 28 日に B 市で払い出されていることが確認でき、当該払出簿において、申立人の妻の国民年金被保険者台帳が昭和 56 年 7 月に B 社会保険事務所（当時）から D 社会保険事務所（当時）に移管されたと記録され

ていることから、申立人の妻はB市からD市への国民年金に係る転入手続を申立人と同時期に行ったと考えられるところ、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間における保険料は納付済みと記録されている。

さらに、申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時の家計状況について、「C社の退職金があったため、お金に困ったりすることはなかった。D市で勤務した事業所の事業主にお金を貸したこともある。」と供述しており、申立人はこれを裏付ける借用証書を所持しているなど、保険料の納付資力があつたことがうかがわれ、申立人についても、その妻と同様に申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年6月を26万円、同年7月を30万円、同年9月から同年11月までを26万円、8年2月及び同年3月並びに同年5月から同年7月までの期間を24万円、同年9月を28万円、同年10月及び9年1月を26万円、同年3月を28万円、同年5月を22万円、同年7月を24万円、12年7月を22万円、同年11月を19万円、同年12月を20万円、13年1月を22万円、同年2月を19万円、同年3月及び同年4月を20万円、同年5月及び同年6月を19万円、同年8月を20万円、同年9月を22万円、同年11月及び14年9月を19万円、同年10月及び同年11月を20万円、同年12月及び15年2月を19万円、同年3月及び同年4月を20万円、同年6月を19万円、同年9月を20万円、同年10月を24万円、同年11月及び同年12月を22万円、16年1月及び同年2月を20万円、同年3月を22万円、同年7月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円、同年11月及び同年12月を19万円、17年1月を18万円、同年3月を20万円、同年4月、同年6月及び同年8月を18万円、同年9月を20万円、同年10月及び同年11月を19万円、同年12月及び18年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年4月及び同年5月を17万円、同年6月を20万円、同年7月を18万円、同年8月を19万円、同年9月を20万円、同年10月を22万円、同年11月を20万円、同年12月を22万円、19年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年5月を18万円、同年7月を19万円、同年9月を18万円、同年10月を20万円、同年11月を19万円、同年12月を20万円、20年1月及び同年3月を18万円、同年7月を17万円、同年9月を18万円、同年10月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間については、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額の記録については、申立期間③を12万4,000円、申立期間④を7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 19 日から平成 7 年 2 月 11 日
まで
② 平成 7 年 3 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで
③ 平成 20 年 12 月 28 日
④ 平成 21 年 8 月 25 日

申立期間①について、私が A 社で勤務していた当該期間に係る給与から控除されている厚生年金保険料額は、ねんきん定期便により通知された保険料納付額に比べて高いので、申立期間①の標準報酬月額を実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、私が、B 社に勤務していた期間のうち当該期間に係る給与から控除されている厚生年金保険料額は、ねんきん定期便により通知された保険料納付額に比べて高いので、申立期間②の標準報酬月額を実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

B 社から支給された賞与のうち、申立期間③及び④については、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②のうち、平成7年6月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、8年2月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、9年1月、同年3月、同年5月、同年7月、12年7月、同年11月から13年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、14年9月から同年12月までの期間、15年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年9月から16年3月までの期間、同年7月から17年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月、同年8月から19年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年9月から20年1月までの期間、同年3月、同年7月、同年9月及び同年10月については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書及び給与の内訳メモによると、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書及び給与の内訳メモにより確認できる報酬月額又は保険料の控除額から、平成7年6月を26万円、同年7月を30万円、同年9月から同年11月までを26万円、8年2月及び同年3月並びに同年5月から同年7月までの期間を24万円、同年9月を28万円、同年10月及び9年1月を26万円、同年3月を28万円、同年5月を22万円、同年7月を24万円、12年7月を22万円、同年11月を19万円、同年12月を20万円、13年1月を22万円、同年2月を19万円、同年3月及び同年4月を20万円、同年5月及び同年6月を19万円、同年8月を20万円、同年9月を22万円、同年11月及び14年9月を19万円、同年10月及び同年11月を20万円、同年12月及び15年2月を19万円、同年3月及び同年4月を20万円、同年6月を19万円、同年9月を20万円、同年10月を24万円、同年11月及び同年12月を22万円、16年1月及び同年2月を20万円、同年3月を22万円、同年7月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円、同年11月及び同年12月を19万円、17年1月を18万円、同年3月を20万円、同年4月、同年6月及び同年8月を18万円、同年9月を20万円、同年10月及び同年11月を19万円、同年12月及び18年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年4月及び同年5月を17万円、同年6月を20万円、同年7月を18万円、同年8月を19万円、同年9月を20万円、同年10月を22万円、同年11月を20万円、同年12月を22万円、19年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月を20万円、同年5月を18万円、同年7月を19万円、同年9月を18万円、同年10月を20万円、同年11月を19万円、同年12月を20万円、20年1月及び同年3月を18万円、同年7月を17万円、同年9月を18万円、同年

10月を16万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤った保険料額を給与から控除していたことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が所持する給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③及び④について、申立人が所持する賞与支払明細書により、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、賞与額に見合う標準賞与額（申立期間③については12万4,000円、申立期間④については7万5,000円）より高い標準賞与額（申立期間③については13万1,000円、申立期間④については7万6,000円）に見合う保険料を控除されていることが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する当該期間に係る賞与支払明細書により確認できる賞与額から、申立期間③を12万4,000円、申立期間④を7万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の賞与に係る記録が無いので、賞与支払及び保険料の控除の有無については不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間①のうち、昭和63年9月から同年12月までの期間、平成元年11月から2年1月までの期間、同年10月、同年11月、4年1月、5年4月及び同年12月については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書の「控除・厚生年金欄」において、ねんきん定期便により通知された保険料納付額を上回る額が控除されていること、及び当該給与明細書の「厚生年金基金欄」において、1,500円が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①当時、A社はC厚生年金基金（平成22年6月1日解散）に加入しており、同社は、「給与明細書の『控除・厚生年金欄』に記載している額は保険料と基金の掛金を合算した額であり、

『厚生年金基金欄』の1,500円は基金の加算掛金である。」と回答しているところ、当該明細書の「控除・厚生年金欄」において控除されている額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料及び基金の掛金を合算した額と一致していることが確認できることから記録の訂正は行わない。

なお、ねんきん定期便により通知される保険料納付額には、基金の掛金は含まれていない。

また、申立期間①のうち、平成元年1月から同年10月までの期間、2年2月から同年9月までの期間、同年12月から3年12月までの期間、4年2月から5年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間及び6年1月から7年1月までの期間については、申立人は当該期間に係る給与支払明細書を所持していない上、事業主も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び保険料の控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間②のうち、平成7年8月、8年4月、9年9月、同年11月、10年1月から同年10月までの期間、11年2月から同年4月までの期間、同年12月から12年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、13年12月から14年2月までの期間、同年8月、15年1月、同年5月、同年7月、同年8月、16年4月から同年6月までの期間、17年2月、同年5月、同年7月、19年4月、同年6月、同年8月、20年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年8月及び同年11月から21年9月までの期間については、当該期間に係る給与支払明細書及び給与内訳メモにより確認又は推認できる報酬月額又は保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間②のうち、平成7年3月から同年5月までの期間、同年12月、8年1月、同年8月、同年11月、同年12月、9年2月、同年4月、同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、10年11月から11年1月までの期間、同年5月から同年11月までの期間、13年7月、同年10月及び14年3月から同年7月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支払明細書を所持していない上、事業主も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び保険料の控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から12年12月まで

私は、平成13年6月頃に、私の父親から勧められて国民年金に加入し、A町役場の国民年金窓口で、父親が用意してくれた現金により申立期間の国民年金保険料約70万円を一括納付した。

そのときの保険料領収証書は、保管していた父親が死亡したので見付からないが、私は、当時、勤めていた事業所（厚生年金保険の適用無し。）の昼休みを利用して同町役場に行き、男性職員に申立期間の保険料を一括納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年6月頃に国民年金の加入手続きを行い、A町役場で申立期間の国民年金保険料約70万円を一括納付したと主張しているところ、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に「H15. 7. 2届出」と記載されていること、A町から申立人に宛てた平成15年7月2日付け事務連絡に「国民年金の加入手続きをしました。」と記載されていること、及び当時の同町国民年金担当職員の回答から、申立人の国民年金の加入手続きは15年7月2日に行われたと推認でき、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の被保険者資格の取得日は、申立人が直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和49年10月31日（現在は、申立人の年金履歴見直しにより昭和57年1月1日に変更）に遡ったと確認できることから、申立人が国民年金の加入手続きをしたと推認される平成15年7月2日時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

さらに、前述の事務連絡に「あと、85月支払えば、年金をもらえるように

なる。」と記載されているところ、申立人は、オンライン記録により、60歳到達後の平成19年2月26日に国民年金に任意加入し、同年2月から保険料納付済期間が85月となる20年9月まで保険料を納付し、老齢基礎年金の受給資格要件（保険料納付済期間と合算対象期間の合計が300月以上）をちょうど満たしたことが確認できることから判断すると、15年7月2日時点では、申立人の国民年金の保険料納付済期間は無かったことがうかがえる。

加えて、前述の国民年金担当職員は、「当時、A町では過年度保険料を預かることはなかった。時効により納付できない期間の保険料を受領することは考えられない。」と回答している上、申立人が一括納付したと主張する保険料額（約70万円）は、申立期間の保険料の納付に必要な額（約140万円）と大きく相違しており、昭和55年7月以降は特例納付も実施されていない。

その上、申立期間の保険料の納付に必要な金額を用意してくれたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の父親から供述を得ることができない上、申立人に申立期間の保険料を納付することができる別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 47 年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたが、後に私の長女が働いて蓄えたお金で追納してくれた。また、私の長女は、現在の A 市市民館の横にあった建物の窓口で 20 万円以上の金額を一括で納付した。納付額が高額であったため納付したことをよく覚えているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されているが、旧国民年金法第 89 条により、国民年金の被保険者は、生活保護法による生活扶助その他の援助を受けるときは、その該当するに至った日の属する月前の直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの保険料を納付することを要しない（法定免除）とされているところ、申立人が所持する国民年金手帳において、昭和 41 年度から 49 年度までの国民年金印紙検認記録欄に「法免」と押印されていることが確認できる上、A 市が保管する生活保護法廃止台帳索引簿において、申立人と同姓同名同住所の者が、昭和 41 年 2 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで生活保護を受けていたことが確認できることから、申立期間を含む 41 年 1 月から 52 年 5 月までは、保険料の法定免除期間であったことが推認される。

また、申立人の申立期間後の昭和 47 年 10 月から 57 年 3 月までの保険料は、納付済みと記録されていることから、当該期間のうち、少なくとも 47 年 10 月から 52 年 5 月までの保険料は、法定免除に係る追納が行われたものと考えられる。

しかしながら、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の長女

は、「私は、昭和 58 年 5 月に結婚したが、結婚するまでには、私が働いて蓄えたお金で母親の免除期間の保険料を一括納付した記憶がある。」と回答し、申立期間後の昭和 47 年 10 月から 48 年 2 月までの保険料を 57 年 10 月 25 日に追納したことが確認できる国民年金保険料現金領収証書を所持しているところ、免除期間に係る保険料の追納は、追納の承認を受けた日の属する月前 10 年以内の期間に係るものに限られ、先に経過した月の分から順次に行うものとされていることから、申立人の長女が当該期間の保険料を追納した時点では、申立期間の保険料は追納することができなかったと推認される。

また、申立人の長女は、「20 万円以上の保険料を一括して納付した。」と回答しているところ、申立期間の保険料を実際に追納するのに必要な金額は約 2 万 4,000 円であり、長女の主張と相違している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1140 (事案 520 及び 820 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から A 職として B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 37 年 6 月 1 日とされていることから、資格取得日の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会にこれまで 2 回の申立てを行ったが、2 回とも訂正は認められなかった。

私が昭和 36 年 4 月 1 日から当該事業所で勤務していたことは間違いないので、2 回の審議結果に納得できない上、これまでの同僚に対する照会において、「電話による事情の聴取の際に詳しく回答していなかった。」と言う同僚がいるので、改めて、調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人に係る履歴書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において昭和 37 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者資格の取得日も一致していること、同僚から申立期間に係る厚生年金保険料の控除を推認できる供述が得られないことなどから、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、C 協会主催の勉強会で一緒になった同級生の名前を挙げて申立てを行ったが、これらの同級生は申立人とは別の事業所

で勤務した者である上、申立期間当時、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間に係る保険料控除がうかがえる供述は得られず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成22年7月28日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、照会に対する回答を詳しく行っていなかったと言う同僚の名前を挙げて再度申立てを行っていることから、改めて当該同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人が保険料徴収等の事務を担当していたか否かは分からない。当時のことは記憶が薄れているので、よく覚えていない。」と回答している。

また、申立人は、「私が集金事務を担当していたとき、厚生年金保険料も集金していた。」と主張していることから、申立事業所に係る被保険者名簿等において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年12月1日から申立期間後の39年8月1日までに被保険者資格を取得した同僚15人に対して改めて照会し、13人から回答を得たところ、申立期間を含む被保険者記録が確認できる一人は、「申立人は、保険料等の集金事務をしていたと思うが、集金事務をしていた時期がいつだったか、記憶していない。」と回答し、申立期間後に被保険者記録が確認できる一人は、「私が就職したときに、申立人は、集金事務をしていたが、私が入社する前のことまでは分からない。」と回答している上、他の同僚の多くも、「記憶していない。」としており、いずれの同僚からも、申立人が申立期間の保険料を集金していたことをうかがわせる回答は得られない。

一方、申立人は、申立期間も勤務していたので給与から保険料が控除されていたはずであるとの主張を繰り返すのみであり、その事実を裏付ける新たな資料の提出は無く、申立人が当時、給与から保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情等は見当たらない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
私の夫は、昭和 33 年 10 月から A 社の B 支店で勤務しているのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 36 年 12 月 1 日とされていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の勤務状況等に関する申立人の妻の具体的な記憶、及び申立事業所で B 支店長をしていたとする者（以下「元支店長」という。）の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に正社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の妻が申立事業所の B 支店で申立人と一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚は既に死亡しており、当該同僚から供述が得られない上、元支店長は、「私は、昭和 28 年 5 月頃に申立事業所に入社したが、約 1 年後に B 支店を作ることになり、その責任者となった。同支店で従業員を雇用したときは社長に報告し、社長が厚生年金保険の加入手続を行っていたが、当時の新入社員は早く辞める者が多かったため、1 年から 2 年ぐらい様子を見てから厚生年金保険に加入させていたようだ。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元支店長は、入社したとする時期から 3 年後の昭和 31 年 5 月 21 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、元支店長が申立人と同様に正社員として B 支店に勤務していたと

して名前を挙げた同僚は、「私は、B支店に昭和34年又は35年頃に入社した。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚は、入社したとする時期から3年又は4年後の昭和38年6月20日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所は、昭和45年9月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、59年7月20日に解散しており、事業主も既に死亡している上、元支店長及び元支店長が名前を挙げた同僚から聴取しても申立人の申立期間に係る保険料控除に関する具体的な供述は得られない。

加えて、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和36年12月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 9 日から同年 12 月 28 日まで
私は、申立期間において、A市役所のB課に臨時職員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私と同様にA市役所に臨時職員として勤務した同僚には被保険者記録があることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が発行した在職期間等証明書により、申立人は、申立期間において、同市役所のB課に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A市役所の回答から、申立期間の始期の約3か月前（昭和52年10月1日）から終期の約3か月後（昭和54年3月31日）までの期間にB課に勤務していた臨時職員が10人（申立人を除く。）確認できるところ、当該10人のうち連絡が取れた4人は、「臨時職員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、10人全員の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、同市役所は、B課に勤務する臨時職員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が名前を挙げた同僚にはA市役所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人には確認できず、前述の10人についても、申立人と同様に同市役所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日までの期間に被保険者記録がある同僚が 15 人確認できるところ、このうち連絡が取れた 3 人のうち申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同様に B 課に勤務したとする同僚の二人は、「申立人を知っているが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答しており、他の一人は、「勤務場所が違うため、申立人を知らない。」と回答している。

加えて、A 市役所は、「当時の関連資料は既に廃棄している。申立期間について、当市が届出を行わずに申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いことから、申立人については、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられる。」と回答しており、申立期間当時に同市役所 B 課に勤務する臨時職員に係る厚生年金保険の事務手続を担当していたとされる者（A 市役所 C 課の職員）から聴取しても、申立期間当時の臨時職員に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について確認できる回答は得られない。

また、前述の被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人は、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 52 年 9 月から 54 年 1 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社において、B職として勤務していたが、当時、業界は活況を呈し、同社の業績も伸び、毎年1万円以上は確実に昇給していたのに、同社の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が昭和45年4月から47年3月までの2年間について増額していないことに納得できない。

なお、当時は、会社の方針により残業しなかったので、月ごとに給与の支給額が増減することはなかったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の申立事業所の業績から考えると、申立期間の標準報酬月額が増額していないことに納得できないとして申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、申立事業所は、「当時の給与明細書の資料等は廃棄処理しており、申立人の勤務実態や社会保険料控除等の内容を確認する関係書類が無く、申立人の標準報酬月額を確認することはできない。」と回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者記録が確認でき、申立人とほぼ同じ職種、経験年数を有する複数の同僚の標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該複数の同僚は、申立期間当時支給されていた給与額について、「記録されている標準報酬月額に相違ない。」、又は、「記録されて

いる標準報酬月額に間違いがあるか否かは不明である。」と回答しているほか、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、これら複数の同僚や申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な事務処理の形跡は見当たらない。

加えて、前述の被保険者名簿に記載された申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。